

事前の質問について

- Q1 総合事業が4月1日から開始であれば、遅くとも3月中旬頃までには、利用者が該当、非該当か解りますでしょうか？又、単価が解れば教えて下さい。契約書を新しく作成する必要があるため、国保連請求になるのか
- P4参照（更新の場合の総合事業への移行について）
- P9参照（単価）
- P7参照（平成29年4月移行当初のサービス）
- Q2 事業書の新規登録はあるか？（既存のものも含む生活支援事業の委託について）
- P8P9参照（訪問介護相当サービス、通所介護相当サービス）
- Q3 今までの要支援の方のプランの立て方と違いますか
- P13参照（介護予防ケアマネジメント）
- Q4 H29年4月から認定の更新に合わせて総合事業へ移行とありますが、H29年1月～3月の更新の方はどうなりますか
- P4参照（更新の場合の総合事業への移行について）
- Q5 金額（本人の費用負担）はどの程度
- P11P12参照（利用者負担、利用者負担限度額）
- Q6 今までと同様の利用ができるのか（回数等）
- P9P10参照（訪問介護相当サービス、通所介護相当サービス）
- Q7 必要な書類（計画等）は簡素化されるか
- P13参照（介護予防ケアマネジメント）
- Q8 委託の方法に変更はあるか（料金等）
- P8～P11（訪問介護相当サービス、通所介護相当サービス）
- Q9 契約書、重要事項説明書の雛形は提示して頂けるでしょうか？
- 今までのものを修正して使用してください
- Q10 倉吉市からの委託となり新たに契約を交わす必要があるのでしょうか？
- P8P9（訪問介護相当サービス、通所介護相当サービス）
- Q11 年1回のヒアリングもありますか →未定